

研究活動における不正行為防止等のガイドライン

1. 日本ヴィクトリア朝文化研究学会は、「文学、歴史、経済、美術などのジャンルを通しての研究に基づきながらも、そのジャンルのみにとらわれることなく、広い視野からの学際的研究によりヴィクトリア朝イギリスについての理解を深めることを目的とする」（会則第2条）学会です。会員は、この目的を達するため、先行研究の研究成果を踏まえつつ、資料収集やテキスト分析に基づく独創的な研究を発表することが求められます。研究活動において、他の研究者の考えの盗用、他の研究者の論文・著書等からの剽窃等の不正行為は決して許されません。会員は倫理規範を遵守して研究活動を行い、日本におけるヴィクトリア朝文化研究の発展に貢献できるよう、努めなくてはなりません。倫理規範に反するような不正行為は本学会のみならず、広く人文社会学や日本の学界全体に対する信用を損なう冒流行為であり、会員はそのような行為が発生しないよう心掛ける義務があります。

2. 研究活動における不正行為とは以下の行為を指します。

- ①捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- ②改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- ③盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

3. 日本ヴィクトリア朝文化研究学会は、学会誌『日本ヴィクトリア朝文化研究』やニューズレターに掲載された論文、書評、エッセイ、ならびに大会における研究発表に不正行為が疑われた場合、速やかに調査委員会を設置し、調査を開始します。調査の結果不正行為が認定されれば、当該論文等を取消し、その事実をホームページにて公表します。また、投稿論文や研究発表の審査過程において不正行為が認められた場合には、当該論文・発表者を選考対象から除外したり、発表予定を取消したりする措置をとることがあります。学会は、そのような措置について当事者に通告し、必要があれば、所属機関に報告することもあります。